

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課(室)

目次

担当課(室)

### 【告示】

- 指定居宅介護支援の事業の廃止
- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 保安林の解除予定

〃

### 【公告】

- 随意契約の相手方の決定
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 土地改良事業換地計画の縦覧(市町村)
- 農用地利用配分計画の認可の申請
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

### 【公安委員会】

- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施
- 〃

### 【内水面漁業管理委員会】

- 第二百十八回岡山県内水面漁場管理委員会開催

長寿社会課

〃

治山課

〃

税務課

県民生活交通課

耕地課

〃

農村振興課

建築指導課

建築指導課

建築指導課

建築指導課

生活安全企画課

〃

内水面漁業管理委員会

内水面漁業管理委員会

委員会

# 平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

## ◎岡山県告示第五百九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年十二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

なごみ居宅介護支援センター

#### 2 所在地

岡山県総社市駅前二一五一一八 シティービル二〇三号室

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社Y・K・Tプロジェクト

#### 2 所在地

岡山県総社市富原一一二二番地

### 三 廃止年月日

平成二十六年十一月三十日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一〇八〇

### 五 サービスの種類

居宅介護支援

# 平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

## ◎岡山県告示第六百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年十二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人手毬の里

#### 2 所在地

岡山県玉野市迫間四三〇―二

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人手毬の里

#### 2 所在地

岡山県玉野市迫間四三〇―二

### 三 廃止年月日

平成二十六年十二月三十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇六六九

### 五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年十二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市北区建部町三明寺字堀畑二七四、字横畑二七九、字河原畑二八二の一、字新井三一〇の一

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年十二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

笠岡市笠岡字宮地南平九七三の二二から九七三の二四まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

# 平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

〔五一二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十六年十二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

社会保障・税に関わる番号制度に係る税トータルシステム改修業務（詳細設計）

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

平成二十六年十一月二十八日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

岡山市北区下石井一丁目一番三号

五 契約金額

五七、二四〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、二四〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十条第一項第二号に該当するため

〔五一三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十六年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わかたけ

三 代表者の氏名

尾崎 善規

四 主たる事務所の所在地

赤磐市町苅田二一七

五 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者保健福祉の普及啓発による理解の促進、心身障害者に対して創作活動、生産活動、生活訓練などにより社会復帰の推進を図り、心身障害者の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

# 平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

〔五一四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

平成二十六年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所		理事	理事監
上原井領土地改良区	退任役員	就任役員	氏 名	氏 名	住 所	事 務	事 務
大富 貞雄	大富 貞雄	倉敷市真備町岡田四四一	大富 貞雄	大富 貞雄	倉敷市真備町岡田四四一	理 事	理 事
藤田 輝正	藤田 輝正	〃	藤田 輝正	藤田 輝正	〃	〃	〃
井元 敏憲	井元 敏憲	〃	井元 敏憲	井元 敏憲	〃	〃	〃
小野 魏市	有本 嗣郎	〃	有本 嗣郎	〃	〃	〃	〃
加藤 晃敏	加藤 晃敏	〃	加藤 晃敏	〃	〃	〃	〃
井川 善夫	井川 善夫	〃	井川 善夫	〃	〃	〃	〃
浅野 卓也	浅野 卓也	〃	浅野 卓也	〃	〃	〃	〃
小田 博士	小田 博士	〃	小田 博士	〃	〃	〃	〃
川原 邦彦	妹尾 幸敏	〃	妹尾 幸敏	〃	〃	〃	〃
守屋 紀男	守屋 晶次	〃	守屋 晶次	〃	〃	〃	〃
浅沼 昭和	浅沼 昭和	〃	浅沼 昭和	〃	〃	〃	〃
岩城 栄蔵	小原 京橘	〃	小原 京橘	〃	〃	〃	〃
難波隆四郎	難波隆四郎	〃	難波隆四郎	〃	〃	〃	〃
藤田 二郎	倉敷市真備町辻田三一七一	〃	倉敷市真備町辻田三一七一	〃	〃	〃	〃
難波 久志	総社市上原三七八一	〃	総社市上原三七八一	〃	〃	〃	〃
	倉敷市真備町川辺一三八〇	〃	倉敷市真備町川辺一三八〇	〃	〃	〃	〃
	守屋 紀男	〃	守屋 紀男	〃	〃	〃	〃
	加藤 哲馬	〃	加藤 哲馬	〃	〃	〃	〃
	下二万二〇一三	〃	下二万二〇一三	〃	〃	〃	〃

# 平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

〔五一五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県美作県民局長に申し出ることができる。

平成二十六年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

津山市長

二 地区名

西吉田地区

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

平成二十六年十二月九日から平成二十七年一月八日まで

五 縦覧の場所

岡山県美作県民局農林水産事業部農地農村計画課

# 平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

〔五一六〕農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る利害関係人は、縦覧の期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
農事組合法人 原営農組合	一 苫田郡鏡野町原五三〇一	苫田郡鏡野町原字土器ヶ坪二三九一他 一筆	
渡辺 廣年	倉敷市連島町西之浦五二 八四	倉敷市連島町西之浦字七ノ町五一四七一 一他二筆	
農事組合法人 服部営農組合	倉敷市真備町服部一六	倉敷市真備町服部字関屋下一一七二一 他一六五筆	
農事組合法人 潮営農組合	新見市上熊谷七三四	新見市上熊谷字喜惣ヶ市六〇一―一他九 四筆	

## 二 縦覧の期間

平成二十六年十二月九日から同月二十四日まで

## 三 縦覧の場所

岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

## 四 申請年月日

平成二十六年十二月一日

平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

〔五一七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字上阿高一六三一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三輪一三五一一二

渡邊 誠

三 許可番号

岡山県指令建指第八四号

# 平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

◎岡山県公安委員会告示第百八十九号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十六年十二月九日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日	時	場	所
平成二十七年一月八日(木)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
平成二十七年一月十二日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十七年一月十四日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
平成二十七年一月十九日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十七年一月二十六日(月)	午前十時		
平成二十七年一月二十九日(木)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
平成二十七年二月二日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十七年二月四日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
平成二十七年二月九日(月)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	

平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

午後一時	平成二十七年三月二十六日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年三月二十三日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年三月十八日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年三月十六日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年三月十二日(木)	
午後一時	平成二十七年三月十日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年三月九日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年三月六日(金)	
午後一時	平成二十七年三月三日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年三月二日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年二月二十五日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年二月二十三日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年二月十九日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十七年二月十六日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十七年二月十二日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

# 平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

日	時	場 所
平成二十七年三月三十日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一 倉敷国際射撃場
平成二十七年一月十二日（月）	午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年一月十四日（水）	午前九時	
平成二十七年一月十五日（木）	午後一時	備前市大内一〇〇四ー二 備前射撃場
平成二十七年一月十六日（金）	午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年一月十九日（月）	午前九時	
平成二十七年一月二十一日（水）	午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年一月二十三日（金）	午前九時	
平成二十七年一月二十六日（月）	午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年一月二十八日（水）	午前九時	
平成二十七年一月三十日（金）	午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十七年二月二日（月）	午前九時	
平成二十七年二月四日（水）	午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

平成二十七年二月六日(金) 午前九時	平成二十七年二月九日(月) 午前九時	平成二十七年二月十三日(金) 午前九時	平成二十七年二月十六日(月) 午前九時	平成二十七年二月十八日(水) 午前九時	平成二十七年二月十九日(木) 午後一時	平成二十七年二月二十日(金) 午前九時	平成二十七年二月二十三日(月) 午前九時	平成二十七年二月二十五日(水) 午前九時	平成二十七年三月二日(月) 午前九時	平成二十七年三月四日(水) 午前九時	平成二十七年三月六日(金) 午前九時	平成二十七年三月九日(月) 午前九時	平成二十七年三月十一日(水) 午前九時
備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場						真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場							

# 平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

3 スキート射撃（クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日	時	場	所
平成二十七年一月八日（木） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレイ射撃場	
平成二十七年一月十四日（水） 午後一時			
平成二十七年一月十六日（金） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十七年一月二十三日（金）			

平成二十七年三月十三日（金） 午前九時			
平成二十七年三月十六日（月） 午前九時			
平成二十七年三月十八日（水） 午前九時			
平成二十七年三月十九日（木） 午後一時		備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場	
平成二十七年三月二十日（金） 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	
平成二十七年三月二十三日（月） 午前九時			
平成二十七年三月二十五日（水） 午前九時			
平成二十七年三月二十七日（金） 午前九時			
平成二十七年三月三十日（月） 午前九時			



午後一時	
平成二十七年三月十三日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年三月十八日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年三月二十日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十七年三月二十六日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十七年三月二十七日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 二通
- (2) 写真 二枚(提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ  
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

# 平成26年12月9日 岡山県公報 第11643号

◎岡山県公安委員会告示第百九十号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、  
次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十六年十二月九日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十七年一月十三日(火)	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成二十七年一月二十日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十七年二月二十七日(火)	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成二十七年二月十七日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十七年三月十日(火)	午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一	御津ライフル射撃場
平成二十七年三月十七日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場
平成二十七年三月三十一日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六	湯原国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

- 1 所定の様式による受講申込書 二通
- 2 写真 二枚（提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のラ  
イカ判のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- 3 提出先  
住所地を管轄する警察署
- 4 提出期限  
受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）
- 5 受講手数料  
一万二千三百円
- 6 （注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。  
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。
- 7 その他
- 8 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 9 2 代理受講は、認めない。
- 10 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第一号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百十八回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

平成二十六年十二月九日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 戸田博

一 日時 平成二十六年十二月十九日（金）

午後二時から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 会長職務代理者（副会長）の選任について

第二号議案 平成二十七年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示量について

第三号議案 アユのルアー釣りについて